

# 介護老人福祉施設 菖蒲荘

## 重要事項説明書

(西暦2024年8月1日現在)

### 1、事業の目的と運営方針

(目的) 社会福祉法人むつみ福祉会が開設する介護老人福祉施設菖蒲荘の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等に対し適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とします。

(運営方針)

- (1) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、介護福祉施設サービスを提供し、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った介護施設サービスの提供に努めるものとします。
- (3) 利用者の人権を守り、人間性を尊重した介護を行うために「拘束しない介護」を行います。いかなる場合にも身体拘束等を行いません。
- (4) 利用者個人の人格尊重の理念の下に個人情報保護に関する規定を定め、個人情報の保護に努めます。
- (5) 介護福祉施設サービスの提供に当たっては関係市町村、地域の福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2、事業所の名称等

名称	介護老人福祉施設 菖蒲荘 (指定番号 神奈川県 1472800190号)		
所在地	神奈川県秦野市三廻部508番地の2		
管理者氏名	常盤 香織		
電話番号	0463-88-7651	FAX番号	0463-88-2908
サービス内容	介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護		
定員	介護老人福祉施設 40名 (介護予防) 短期入所生活介護 10名		
営業時間	年中無休、24時間営業		

#### 職員の配置状況

	施設長	生活相談員	介護職員	看護職員	管理栄養士	機能訓練指導員	医師	介護支援専門員
配置人数	1名	1名以上	17名以上 (常勤換算)	2名以上 (常勤換算)	1名以上	1名以上	1名以上 (嘱託)	1名以上

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

### 3、当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人むつみ福祉会		
代表者名	加藤 珠江		
法人所在地	神奈川県秦野市千村497-1		
電話番号	0463-88-4150	業務の概要	社会福祉事業
事業所数	3施設 (寿湘ヶ丘老人ホーム、菖蒲荘、むつみケアセンター)		

#### 4、職員の職種・員数及び職務内容

職 種	人 員	職 務 内 容
管理者	1名	従業者の管理及び業務の一元的な管理
医師	1名以上（非常勤）	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	1名以上	生活相談及び指導
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の作成（変更）、モニタリング
介護職員	17名以上（常勤換算）	介護業務全般
看護職員	2名以上（常勤換算）	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理
機能訓練指導員	1名以上	身体機能の向上、健康維持のための指導
管理栄養士	1名以上	食事の献立作成、栄養管理・指導、栄養ケアプランの作成（変更）、食品衛生管理

#### 5、当事業所が利用者に提供するサービスと利用料金

##### (1)介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階共同生活室を食堂とします。</li> <li>・嗜好や状態に応じ、個別の食事形態を提供できます。</li> <li>・管理栄養士による栄養ケアプランに沿った食事を提供できます。</li> </ul>
介 護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。 更衣、移動、排泄、入浴、食事、口腔ケア等の介助、水分ケア、寝返り介助、整容、ベッドメイク等</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週に最低2回入浴していただけます。（但し、状態に応じ清拭となる場合があります。）</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況に応じ、理学療法士による機能訓練を中心とした生活リハビリを計画的に行います。</li> </ul>
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活相談員による、介護面や日常生活等に関する相談を随時受けつけます。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医及び看護職による健康管理を行ないます。</li> </ul>

##### (2) 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

利用料及び介護保険給付外サービスについては「重要事項説明書・別紙（利用料金表）」の通りとします。

#### 6、サービスの取り扱い指針

- (1)介護福祉サービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じたサービスを行うものとします。
- (2)施設サービス計画に基づき、介護福祉施設サービスを提供するとともに介護福祉施設サービスの評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- (3)サービスを提供した際の記録は、その完結の日から5年間保存するものとします。

## 7、非常災害対策

- (1) 非常時の対応 別途に定める「菖蒲荘・防災管理規定」に則り対応を行います。
- (2) 近隣との協力関係 地元自治会等地域との連絡・協力体制があります。
- (3) 防災訓練 別途に定める「菖蒲荘・防災計画」に基づき年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者も参加して実施します。

### (4) 設備

設備名称	個数等	設備名称	個数等	設備名称	個数等
スプリンクラー	あり	誘導灯	あり	ガス漏れ感知器	あり
非常通報装置	あり	火災報知機	1 2 箇所	散水栓	1 2 箇所
非常用電源	あり	防火扉・シャッター	4 箇所		

## 8、緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。また「入所契約書 第14条」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡をします。(協力病院：神奈川病院) (協力歯科医院：フレスポ・オレンジ歯科)

## 9、事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行ないます。また、①事故発生防止指針の整備 ②事故発生時等の報告・改善策の周知徹底 ③委員会及び職員研修の定期的な実施を行ないます。

## 10、守秘義務等

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の個人情報を漏らしません。従業者でなくなった後においても同様とします。
- (2) 利用者又はその家族の個人情報を他の居宅介護支援事業者等に対して、提供する場合は、利用者またはその家族等の同意を文書により得ておくものとします。

## 11、従業者の研修

従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けます。従業者のスキル向上や幅広い視野と目標を持ってサービスに携わることができるよう、研修等の機会を積極的に提供します。

## 12、従業者の衛生管理

従業者の清潔の保持及び定期的な健康診断やストレスチェック診断等を行ない、心身の状態について必要な管理を行ないます。

## 13、損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害発生について、ご利用者に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者の置かれた心身の状況等を考慮して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせて

頂きます。

#### 14、相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設利用相談コーナー	電話番号 0463-88-7651 FAX番号 0463-88-2908 対応時間 8:30~17:30
-------------	--

(2) 公共機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

秦野市役所高齢介護課 <small>※住所が秦野市以外の方は別紙「資料 神奈川県市町村別介護保険窓口一覧」をご参照ください。</small>	所在地 秦野市桜町1-3-2 電話番号 0463-82-5111 (代表) 0463-82-9616 (直通) FAX番号 0463-84-0137 対応時間 8:30~17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 (苦情相談直通ダイヤル) 受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 電話番号 045-311-8861 受付時間 9:00~17:00 平日のみ (月曜日~金曜日)

#### 15、その他

この細則に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事長が管理者と協議し定めるものとします。